

I 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

子どもをまんなかにおき、社会全体で子育てを支援するあたたかい県民性をはぐくむことを目指し、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を取り入れながら、本県の子ども政策を総合的に推進するため策定する。

2. 計画の性格・位置づけ

- (1) 子ども基本法 に基づく「都道府県子ども計画」
- (2) 次世代育成支援対策推進法 に基づく「都道府県行動計画」
- (3) 子ども・子育て支援法 に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- (4) 子ども・若者育成支援推進法 に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- (5) 子どもの貧困対策の推進に関する法律 に基づく「都道府県計画」
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- (7) 奈良っ子はぐくみ条例 に基づく「実施計画」

3. 計画の期間

令和6年10月9日～令和12年3月31日

II 奈良県の子ども・子育てに関する現状

令和5年度に実施している「奈良県結婚・子育て実態調査」等に基づき記載

III 奈良県の子ども・子育てに関する課題

「子ども、県民が直面する課題や困りごと」から施策を考えることとし、様々な困りごとを、子ども(C)、親(P)、子ども・親をとりまく様々な環境(S)の3つの観点で分類し、克服すべき課題を下記の(1)～(9)に整理

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 子どもの視点に関すること | (6) 困難な状況にある子ども・子育て世帯に関すること |
| (2) 社会全体の意識に関すること | (7) 教育・保育等の体制整備に関すること |
| (3) 所得に関すること | (8) 保健・医療の提供体制に関すること |
| (4) 職場環境に関すること | (9) まちづくりに関すること |
| (5) ライフステージに応じた支援に関すること | |

IV 基本理念

すべての子ども・若者が、将来に夢と希望を抱きながら、個性や多様性が尊重され、ひとしく健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる、あたたかい奈良県を目指す。

V 基本的な方向性

- (1) 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を十分に尊重し、尊厳を重んじ、その有する権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- (2) 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話を重ねながら、ともに進めていく。
- (3) **すべての子ども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダーギャップの解消を図る。**
- (4) 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- (5) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が幸せな状態でひとしく健やかに成長できるようにする。
- (6) 多様な価値観・考え方を大前提として、若い世代の視点に立って、就労、結婚、子育てを含め自らが望む人生を実現できるよう取り組むとともに、若い世代の生活基盤の安定を図る。
- (7) 国や市町村、民間団体等と有機的に連携・協力しながら、子どもや若者、子育て当事者を支える。

VI 取組方針

- (1) 子ども・若者の視点に立った施策の立案と推進
- (2) **ジェンダーギャップの解消を始めとした社会全体の意識・構造の改革**
- (3) 若い世代、ひとり親世帯の所得の向上
- (4) 男女ともに仕事と家庭・子育てを両立できる職場環境の整備
- (5) 個人の希望に応じた選択ができるよう、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目の無い支援の充実
- (6) 困難な状況に置かれている子ども・子育て世帯に対する相談体制、支援等の充実
- (7) こどものすこやかな成長と子育て世帯を支える教育、保育等の体制整備
- (8) 妊娠、出産、子ども、子育てを支える保健医療提供体制の充実
- (9) 子ども、子育てにやさしいインクルーシブなまちづくり

VII 取組方針に基づく主な施策

VIII 施策の推進体制等

- | | | |
|-------------------|---------------|------------------------------------|
| (1) 県における推進体制 | 推進体制
評価・点検 | 奈良県子ども・子育て推進本部
奈良県子ども・子育て支援推進会議 |
| (2) 市町村子ども計画の策定促進 | | |
| (3) 市町村・民間団体等との連携 | | |

※就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画については、令和6年度に検討（計画期間：令和7年度～令和11年度）